

第 460 回石川地方最低賃金審議会

令和 7 年 8 月 28 日 (木)
9 時 30 分から 10 時 30 分まで
金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 石川県最低賃金の改正決定に対する異議申出について

(2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(3) その他

① 資料説明

3 閉会

第460回石川地方最低賃金審議会

【資料目次】

	ページ
・ 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ 【第71回中央最低賃金審議会資料(抜粋)】	1
・ 特定最低賃金の改正申出書(写)及び改正申出審査結果表	12
・ 質問文(写)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」	32
・ 石川県 最低賃金額の推移	33
・ 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	34

別冊1 最低賃金に関する基礎調査報告書(特定最低賃金)

別冊2 各種経済指標

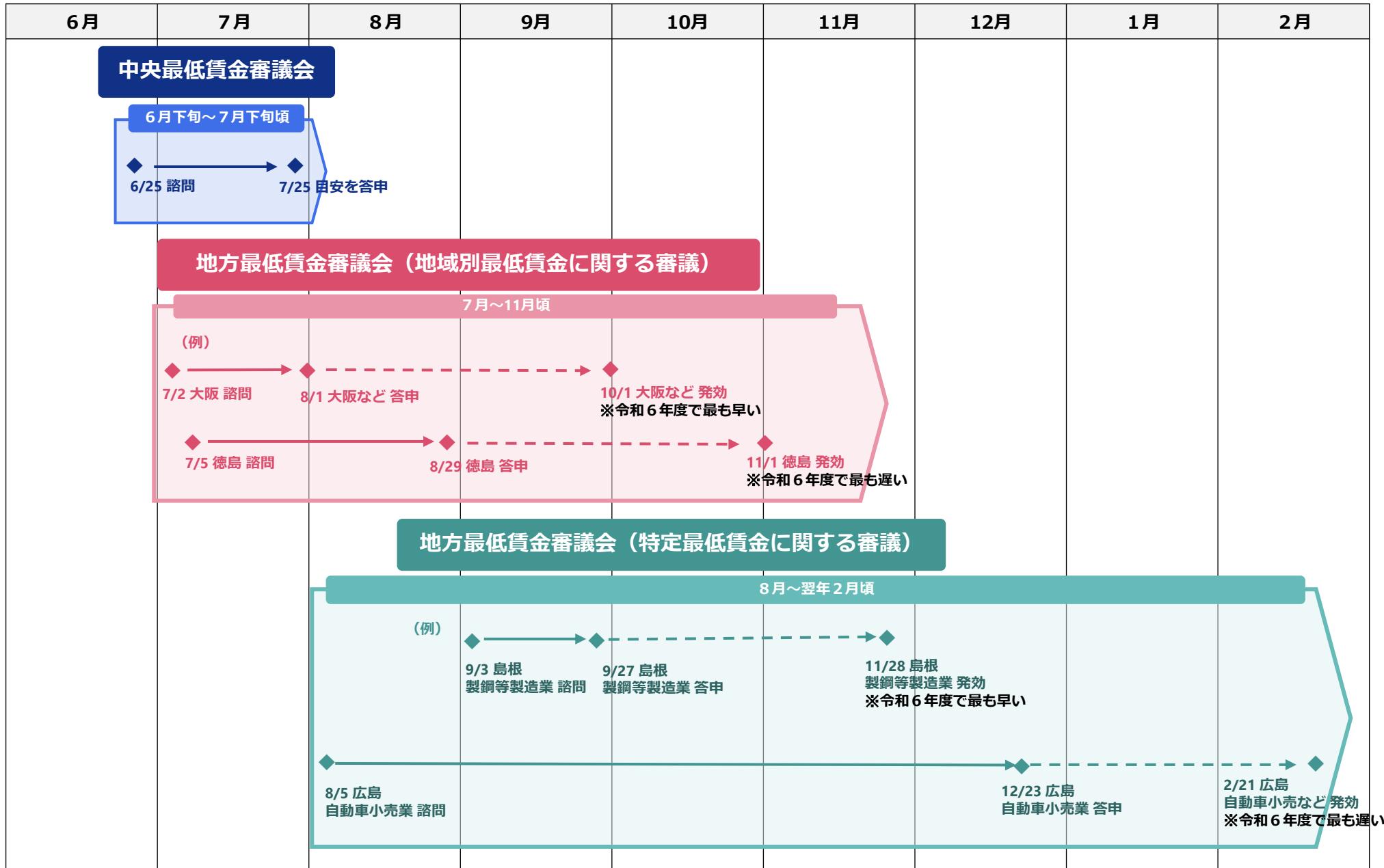
別冊3 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書(写)
質問文(写)「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和6年度の例）



令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金額(円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
A	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
B	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道府県名	最低賃金額(円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
B	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
C	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9

全国加重平均 1055 (1004) 51

特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
※ 全国で、224件設定されている
※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

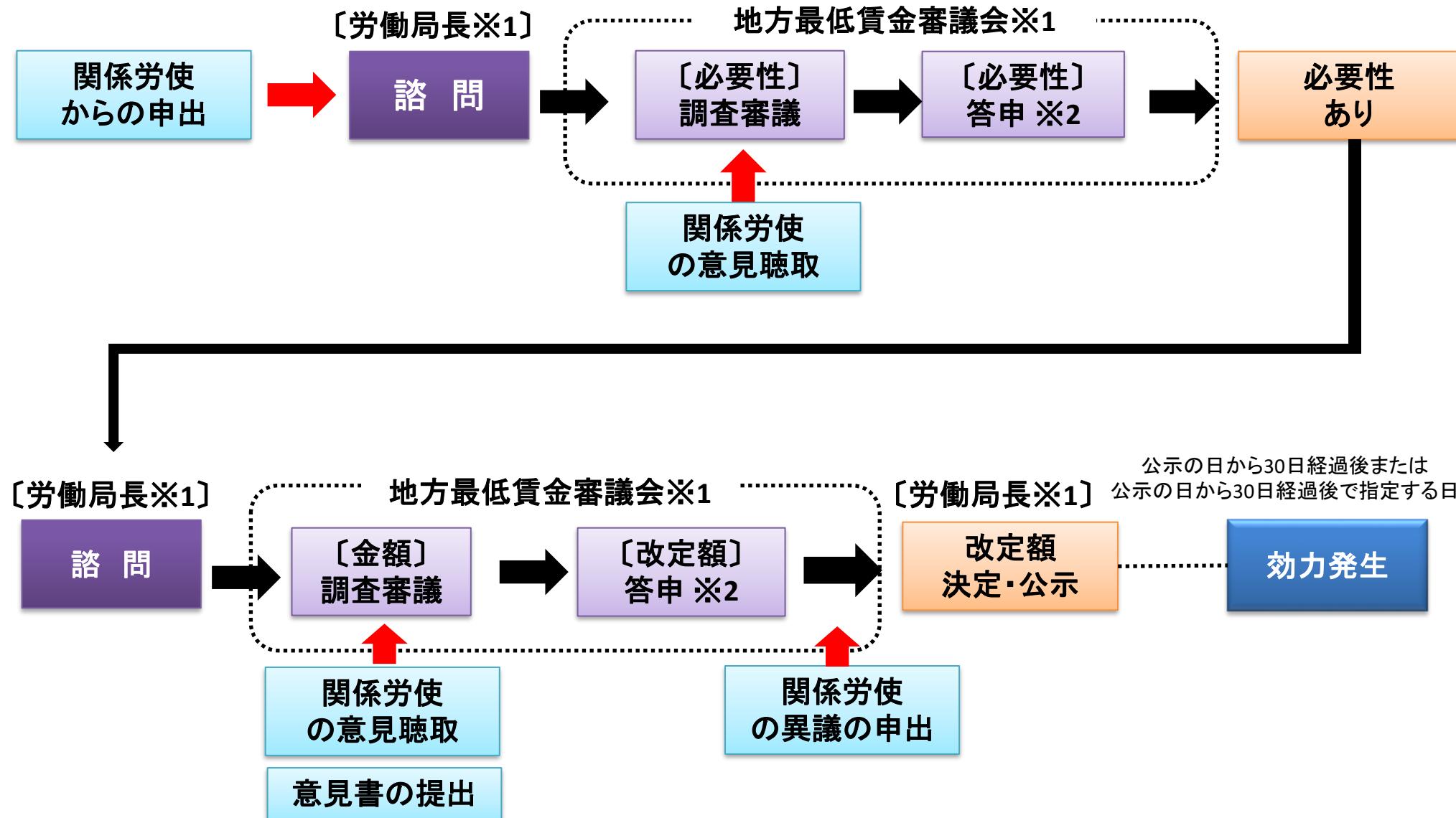
名称：宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する<u>セーフティネット</u>
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について、必ず決定されなければならない。)
効力	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) ○ <u>民事的な効力</u> (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力(同左)

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
<p>① 基幹的労働者の<u>2分の1以上</u>が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること</p>	<p>① 基幹的労働者の概ね<u>3分の1以上</u>が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること</p>

公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
<p>○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)</p>	<p>○ 適用される労働者又は使用者の概ね<u>3分の1以上</u>の合意による申出等</p>

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

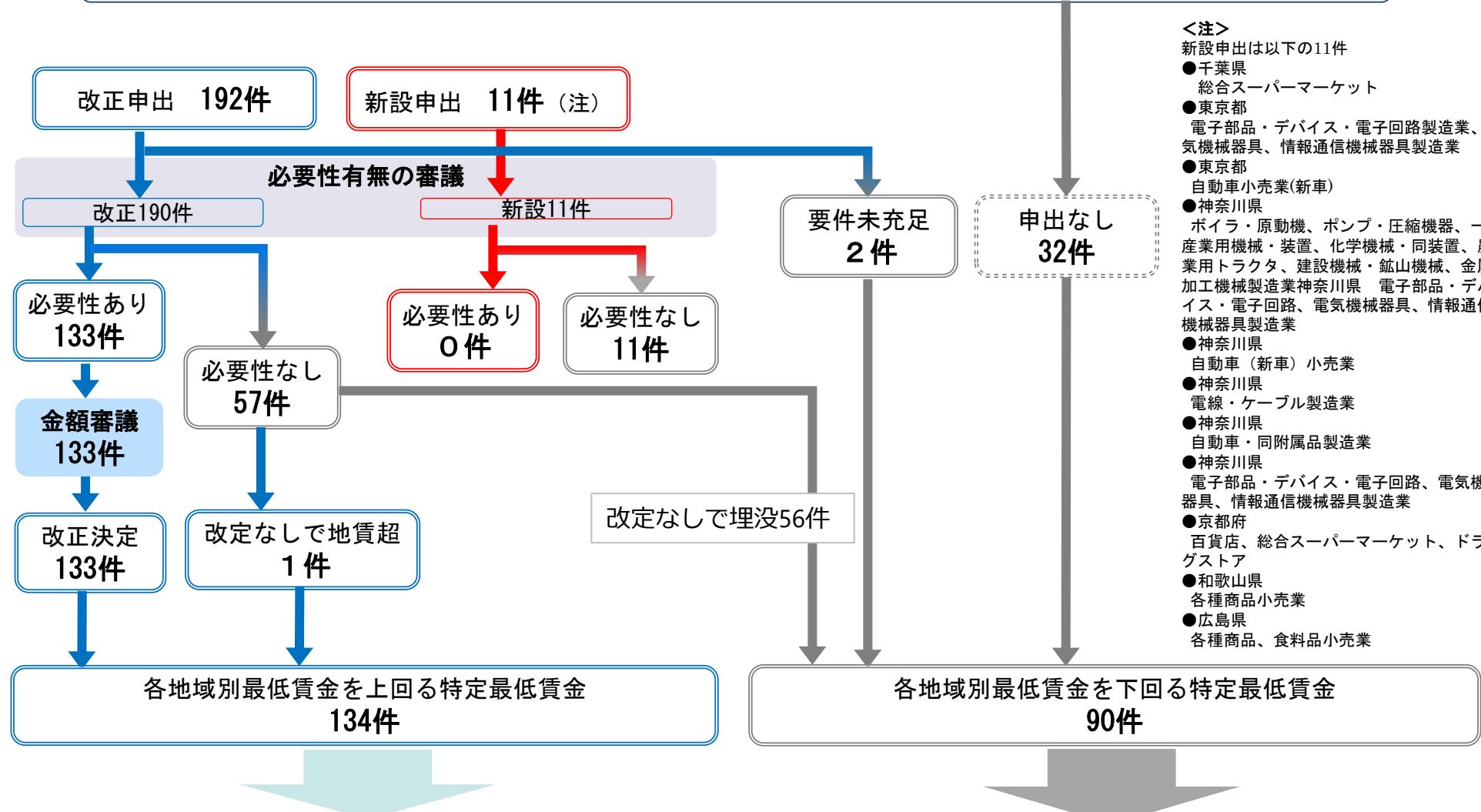
なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産業別最低賃金2件) ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



＜注＞

新設申出は以下の11件

- 千葉県 総合スーパー・マーケット
- 東京都 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 東京都 自動車小売業(新車)
- 神奈川県 ポイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械、鉱山機械、金属加工機械製造業 神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 神奈川県 自動車(新車)小売業
- 神奈川県 電線・ケーブル製造業
- 神奈川県 自動車・同附属品製造業
- 神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 京都府 百貨店、総合スーパー・マーケット、ドラッグストア
- 和歌山县 各種商品小売業
- 広島県 各種商品、食料品小売業

令和7年3月時点の特定最低賃金
224件 (うち旧産業別最低賃金2件※)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(□) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別 最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなつた事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となつた事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があつたため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなつた。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行つてゐる事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となつたものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行つてゐる。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行つてゐる。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

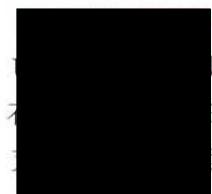
労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	E111 紡績業 但しE1111～1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但しE1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粹持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精鍊の準備、綱・網の製造又はその他の補助作 業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者 を除く	E111 0 E114 4 E115 1 L7282 0 計 5	E111 0 E114 4 E115 1 L7282 0 計 5	0 1,040 77 0 1,117	0 1,040 77 0 45.46%
審査結果	同上	同 上	適用労働者数（基幹的労働者数） 2,457人 (推定)	E111 0 E114 4 E115 1 L7282 0 計 5	E111 0 E114 4 E115 1 L7282 0 計 5	0 1,040 77 0 1,117	0 1,040 77 0 45.46%
新産別最賃の運用方針 (要旨) 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。	参考 2,457 ÷ 3 = 819 1,117 ÷ 2,457 = 45.46%				

石川労働局長
八木 健一 殿



令和7年 7月24日



申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出する。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 457名

2. 改正の決定を申出する最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| (1) 現在適応されている法定最低賃金額 | 時間額 782円 (984円) |
| (2) 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 | 令和7年7月現在 1, 117名 |
| (3) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1, 117 | = 45.46% |
| 上記2を営む使用者に使用されている労働者数 2, 457 | |
| (4) 労働協約の賃金の最も低い額 | 1, 068円／時間 |

5. 添付書類

- (1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
- (2) 当該特定最低賃金の改定を求める労働者側の合意書（委任状）
- (3) 当該特定最低賃金の改定を求める使用者側の合意書（委任状）
- (4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- (5) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

以上

令和7年度 織紡績、化学繊維紡績、毛糸精練、その他紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業 特定最賃改定に関する資料

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数①

番号	組合名	(18歳)高卒初任給	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間
1	[REDACTED]	188,800	1,199	1890.00	157.50
2	[REDACTED]	180,000	1,093	1976.25	164.68
3	[REDACTED]	175,900	1,068	1976.00	164.67
4	[REDACTED]	186,000	1,146	1948.20	162.35
5	[REDACTED]	180,000	1,143	1890.00	157.50

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数②

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		856
2	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		22
3	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		77
4	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		80
5	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		82
6	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		
7	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		
8	[REDACTED]	[REDACTED]	有	有		
					1117	

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数③

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1	[REDACTED]	[REDACTED]	有 (未満もしくは差が少ないとため未提出)	有		26
2	[REDACTED]	[REDACTED]	有 (未満もしくは差が少ないとため未提出)	有		30
3	[REDACTED]	[REDACTED]	有 (未満もしくは差が少ないとため未提出)	有		
4	[REDACTED]	[REDACTED]	有 (未満もしくは差が少ないとため未提出)	有		
						56

当該特定最賃の改定を求める事業所および関係産業労使の合意書とその基幹的労働者の概数

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1	[REDACTED]		有		94
2	[REDACTED]		有		20
3	[REDACTED]		有	有	
4	[REDACTED]		有		22
5	[REDACTED]			有	
6	[REDACTED]		有		19
7	[REDACTED]			有	
8	[REDACTED]		有		32
9	[REDACTED]		有		116
					353

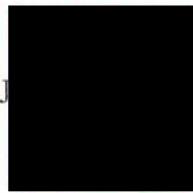
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

公正競争ケース

地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
			申出労働組合数 (合意を含む)	所属企業数 (産業)	基幹的労働者数			
申出事項	石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所 E245 金属素形材製品製造業 但しE2453除く E248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等 製造業 E249 その他の金属製品製造業 但しE2499のうち打ちはく製造業除く E252 ポンジ・圧縮機器製造業 E253 一般産業用機械・装置製造業 但しE2532家庭用エレベーター製造業、 E2535除く E259 その他のはん用機械・同部分品製造業 E260 管理、補助的経済活動を行う事業所 E2611 農業用トラクタ製造業 E262 建設用機械・鉱山機械製造業 但しE2621のうち建設用ヨハネトラクタ製造業 E2922のうち車両電気配線装置製造業を除く E263 繊維機械製造業 但しE2635のうち工業用ミシン製造業、家 庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業 (同附属品製造業を含む)除く E264 生活関連産業用機械製造業 E265 基礎素材産業用機械製造業 E266 金属加工機械製造業 E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造裝 置製造業 E269 その他の生産用機械・同部分品製造業 E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具 製造業 E292 産業用電気機械器具製造業 但し車両用電気配線装置製造業(ハイ ネス製造業)除く L7282 純粹持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で 行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E240	0	E240	0	0
			E245	1	E245	1	22	
			E248	3	E248	3	365	
			E249	1	E249	1	124	
			E252	0	E252	0	0	
			E253	6	E253	6	1,580	
			E259	4	E259	4	678	
			E260	1	E260	1	5	
			E2611	0	E2611	0	0	
			E262	10	E262	10	3,944	
			E263	3	E263	3	1,319	
			E264	4	E264	4	2,221	
			E265	0	E265	0	0	
			E266	2	E266	2	69	
			E267	0	E267	0	0	
			E269	2	E269	2	419	
			E291	2	E291	2	305	
			E292	0	E292	0	0	
			L7282	0	L7282	0	0	
					計 39	計 39	計 11,051 42.73%	
審査結果	同上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 25,863人 (推定)	E240	0	E240	0	0	
			E245	1	E245	1	22	
			E248	3	E248	3	365	
			E249	1	E249	1	124	
			E252	0	E252	0	0	
			E253	6	E253	6	1,257	
			E259	4	E259	4	662	
			E260	1	E260	1	5	
			E2611	0	E2611	0	0	
			E262	10	E262	10	3,851	
			E263	3	E263	3	1,192	
			E264	4	E264	4	1,502	
			E265	0	E265	0	0	
			E266	2	E266	2	69	
			E267	0	E267	0	0	
			E269	2	E269	2	419	
			E291	2	E291	2	302	
			E292	0	E292	0	0	
			L7282	0	L7282	0	0	
					計 39	計 39	計 9,770	
新産別最賃の運用方針 (要旨)		事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。						
61.2.14 中賃答申		参考 25,863 ÷ 3 ≒ 8,621 9,770 ÷ 25,863 ≒ 37.78%						
		17						

2025年7月16日

石川労働局長
八木健一 様



市中町ソ
宮崎敏



申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

言己

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者25,863名

2 改正の決定を申出する最低賃金の件名

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金

3 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。

なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,040円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2025年7月時点 11,051名

$$\text{◆合意率} \quad \frac{11,051}{25,863} = 42.73\%$$

5 添付書類

(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。

(2)組織における合意を表す機関決定の写。

(3)申出合意および委任状。

(4)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。

(5)公正競争ケース申請における疎明資料。

(6)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。



以上

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

2025年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1		E263		労働協約	1, 105	286	
2		E291		組合決議		128	
3		E264		組合決議		55	
4		E264		組合決議		9	
5		E263		労働協約	1, 120	731	
6		E262		組合決議		127	
7		E248		組合決議		30	
8		E248		組合決議		76	
9		E253		組合決議		26	
10		E245		組合決議		22	
11		E259		組合決議		58	
12		E291		組合決議		177	
13		E262		労働協約	1, 250	359	
14		E264		組合決議		131	
15		E262		組合決議		185	
16		E253		労働協約	1, 100	169	
17		E263		労働協約	1, 354	302	213, 000円÷157. 32H/月
18		E248		組合決議		259	
19		E262		組合決議		174	
20		E262		組合決議		77	
21		E262		労働協約	1, 250	2, 802	
22		E269		労働協約	1, 250	399	
23		E262		組合決議		116	
24		E269		組合決議		20	
25		E253		労働協約	1, 110	1, 047	
26		E262		組合決議		26	
27		E262		組合決議		22	
28		E260		組合決議		5	
29		E259		労働協約	1, 122	442	184, 460円÷161. 46H/月
30		E259		労働協約	1, 122	65	184, 460円÷161. 46H/月
31		E259		組合決議		113	
32		E266		組合決議		39	
33		E253		労働協約	1, 165	44	188, 800円÷162H/月
34		E262		組合決議		56	
35		E253		労働協約	1, 114	159	179, 000円÷160. 67H/月
36		E264		労働協約	1, 344	2, 026	
37		E266		組合決議		30	
38		E253		組合決議		135	
39		E249		組合決議		124	
				合意者 合計	11, 051		
				合意率	42. 73%	11051÷25863	
				協定者 合計	8, 831		
				協定率	34. 15%	8831÷25863	
				適用労働者数	25, 863	合意率（協定率）分母	

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
 その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
 送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
 最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を確保する点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2024年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	306,348	220,397	253,583	284,712	315,660
B 労組	500人以上	273,951	218,244	242,167	274,299	299,873
C 労組	201～500人	281,204	220,246	256,221	272,632	280,966
D 労組	201～500人	291,365	214,519	242,735	271,774	304,628
E 労組	101～200人	271,682	233,088	280,078	285,151	262,495
F 労組	101～200人	277,602	217,000	237,800	262,000	277,875
G 労組	100人以下	258,625	209,500	243,045	242,793	269,820
H 労組	100人以下	228,656	200,199	194,692	206,645	217,996
	平均	273,679	216,649	243,790	262,501	278,664

2025年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	315,001	44.6	***	***
B 労組	287,230	36.7	11,500	4.00%
C 労組	274,601	39.1	13,993	5.10%
D 労組	298,407	41.1	11,153	3.74%
E 労組	271,072	37.3	11,053	4.08%
F 労組	270,393	40.4	13,000	4.81%
G 労組	264,202	38.0	7,011	2.65%
H 労組	220,000	43.0	4,300	1.95%
	275,113	40.0	10,287	3.74%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属企業数 (産業)	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う事業所 E311 自動車・同附属品製造業 E3191 自転車・同部分品製造業 L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者を除く	E310 0 E311 2 E3191 0 L7282 0 計 2	E310 0 E311 2 E3191 0 L7282 0 計 2	0 1,479 0 0 計 1,479	0 1,479 0 0 計 1,479 36.18%
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 4,088人 (推定)	E310 0 E311 2 E3191 0 L7282 0 計 2	E310 0 E311 2 E3191 0 L7282 0 計 2	0 1,479 0 0 計 1,479	0 1,479 0 0 計 1,479
新産別最賃の運用方針（要旨） 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。	参考 4,088 ÷ 3 ≒ 1,363 1,479 ÷ 4,088 ≒ 36.18%				

2025年7月16日

石川労働局長
八木健一様



申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

言己

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者4,088名

2 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

3 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。

なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,040円/H

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,125円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,479名

◆労働協約率 $\frac{1,479}{4,088} = 36.18\%$

5 添付書類

(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。

(2)申出合意および委任状。

(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に合意する者の数および事業所内訳

2025年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1	[REDACTED]	E3191	[REDACTED]	組合決議		229	
2	[REDACTED]	E311	[REDACTED]	労働協約	1, 163	806	187, 100円÷160. 97H/月
3	[REDACTED]	E311	[REDACTED]	労働協約	1, 125	673	181, 000円÷160. 97H/月
4	[REDACTED]	E311	[REDACTED]	組合決議		59	
				合意者 合計	1, 767		
				合意率	43. 22%	1767÷4088	
				協定者 合計	1, 479		
				協定率	36. 18%	1479÷4088	
				適用労働者数	4, 088	合意率（協定率）分母	

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数			
申出事項	石川県	E281 電子デバイス製造業 E282 電子部品製造業 E283 記録メディア製造業 E284 電子回路製造業 E285 ユニット部品製造業 E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 E290 管理、補助的経済活動を行う事業所（E293・E296に限る） E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E293 民生用電機機械器具製造業 E294 電球・電気照明器具製造業 E296 電子応用装置製造業 E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業 E302 映像・音響機械器具製造業 E303 電子計算機・同付属装置製造業 L7282 純粹持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E281 E282 E283 E284 E285 E289 E290 E291 E293 E294 E296 E301 E302 E303 L7282	3 0 0 0 0 0 0 3 0 1 0 0 0 2 0	E281 E282 E283 E284 E285 E289 E290 E291 E293 E294 E296 E301 E302 E303 L7282	3 0 0 0 0 0 0 3 0 1 0 0 0 0 2 0	2,193 0 0 0 0 0 0 483 0 215 0 0 0 0 1,185 0	計 4,076 34.29%
審査結果	同上	同 上	同 上	E281 E282 E283 E284 E285 E289 E290 E291 E293 E294 E296 E301 E302 E303 L7282	3 0 0 0 0 0 0 3 0 1 0 0 0 2 0	E281 E282 E283 E284 E285 E289 E290 E291 E293 E294 E296 E301 E302 E303 L7282	3 0 0 0 0 0 0 3 0 1 0 0 0 0 2 0	2,193 0 0 0 0 0 0 483 0 139 0 0 0 0 0 1,174 0	計 3,989
新産別最賃の運用方針（要旨）		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。	適用労働者数（基幹的労働者数） 11,888人 (推定)	計 9	計 9	計 9	参考 11,888 ÷ 3 = 3,963 3,989 ÷ 11,888 = 33.55%		
61.2.14 中賃答申			24						

令和7年7月16日

石川労働局長
八木 健一様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念3丁目3番5号
全日本電機・電子・情報関連産業
労働組合連絡会議議長
方協議議長

申出書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

11, 888名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,076 \text{ 名}}{11,888 \text{ 名}} = 34.3\%$$

$$\left[\begin{array}{lcl} \text{最も低い労働協約の賃金額} & = & 1,101 \text{ 円／時間額} \\ \text{現在、適用されている法定最低賃金額} & = & 1,008 \text{ 円／時間額} \end{array} \right]$$

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和 7 年 労働協約 適用最低賃金

(単位 : 円)

No.	産業分類	労 働 組 合 名	時間額	月額
1	E281	[REDACTED]	1,182	186,000
2	E303	[REDACTED]	1,267	190,000
3	E281	[REDACTED]	1,267	195,500
4	E281	[REDACTED]	^{*1} <u>1,198</u>	186,500
5	E29	[REDACTED]	1,101	179,000
6	E303	[REDACTED]	1,296	200,000
7	E294	[REDACTED]	1,111	^{*2} <u>178,904</u>
8	E29	[REDACTED]	^{*3} <u>1,301</u>	200,000
9	E29	[REDACTED]	^{*4} <u>1,250</u>	195,000
		最低金額 (計算値は除く)	1,101	179,000
		最高金額 (計算値は除く)	1,296	200,000
		平 均 (9組合単純平均)	1,219	190,156

注 : 金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1 は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1867.75 時間）から算出。

※2 は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03 時間）から算出。

※3 は、最低賃金月額と月間所定時間（153.70 時間）から算出。

※4 は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1875.5 時間）から算出。

合意する者の使用者内訳

令和 7 年 労働協約 適用労働者数

(単位 : 人)

No.	産業分類	上段 : 使用者名／下段 : 労働組合名	適用労働数
1	E281		1,000
2	E303		1,160
3	E281		836
4	E281		357
5	E29		171
6	E303		25
7	E294		215
8	E29		65
9	E29		247
		合 計	4,076

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	労働協約ケース			備 考
				申出者に関する要件	申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 24 計 24	I560 0 I561 24 計 24	0 2,861 計 2,861 78.97%
審査結果	同上	同 上	同 上	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 13 計 13	I560 0 I561 13 計 13	0 1,802 計 1,802
新産別最賃の運用方針 (要旨) 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。	適用労働者数（基幹的労働者数） 2,282人 (推定)	参考 2,282 ÷ 3 = 761 1,802 ÷ 2,282 = 78.97%			

令和7年7月17日

石川労働局長
八木健一殿



申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2,282名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- (1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 994円
(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和7年7月現在 2,861名

$$(3) \text{合意率} \quad \frac{2,861}{2,282} = 125.4\%$$

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
(2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
(3) 申出合意及び委任状の写し
(4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。



以上

百貨店、総合スーパー、最低賃金の改正に関する説明資料(令和7年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産業	分類	組合員数
1				総合スーパー	I561	239
				総合スーパー	I561	155
				総合スーパー	I561	220
				総合スーパー	I561	222
				総合スーパー	I561	153
				総合スーパー	I561	116
				総合スーパー	I561	285
				総合スーパー	I561	108
				総合スーパー	I561	301
				総合スーパー	I561	301
				総合スーパー	I561	110
				総合スーパー	I561	116
				総合スーパー	I561	55
				総合スーパー	I561	50
				総合スーパー	I561	35
				総合スーパー	I561	25
				総合スーパー	I561	42
				総合スーパー	I561	19
				総合スーパー	I561	22
				総合スーパー	I561	23
				総合スーパー	I561	15
				総合スーパー	I561	8
				総合スーパー	I561	121
				総合スーパー	I561	120
						2861

令和7年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 『説明資料』

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
[REDACTED]	209,000	199,000	9,952	1,244	1,244	1920h	160h (8.0h)
[REDACTED]	210,000	210,000	10,082	1,260	1,260	2000h	166.64h (8.0h)
[REDACTED]	200,000	190,000	9,179	1,149	1,149	1984h	165.33h (8.0h)
[REDACTED]	200,350	200,350	9,406	1,174	1,174	2048h	170.7h (8.0h)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

(写)

石労発 0828 第 2 号
令和 7 年 8 月 28 日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川労働局長
八木 健一

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 5 号）
- 3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 6 号）
- 4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低賃金公示第 4 号）

石川県 最低賃金額の推移(平成23年度～令和7年度)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度						
地域別 最低 賃 金	石川県最低賃金	687	693	704	718	735	757	781	806	832	833	861	891	933	984	1,054						
	引上額(円)	1	6	11	14	17	22	24	25	26	1	28	30	42	51	70						
	引上率(%)	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	5.47	7.11						
	目安額	1円	4円	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず	28円	30円	40円	50円	63円						
	発効年月日	H23.10.20	H24.10.6	H25.10.19	H26.10.5	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5	8/12答申						
特定 (産業別) 最低 賃 金	綿紡績等 ※1	時間額(円)	718	721	726	735	745	758	782	(石川県最低賃金適用)												
		引上額(円)	2	3	5	9	10	13	24													
		引上率(%)	0.28	0.42	0.69	1.24	1.36	1.74	3.17													
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31													
	機械器具等 ※2	時間額(円)	815	820	826	836	849	863	880	900	920	922	946	971	1,000	1,040						
		引上額(円)	4	5	6	10	13	14	17	20	20	2	24	25	29	40						
		引上率(%)	0.49	0.61	0.73	1.21	1.56	1.65	1.97	2.27	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00						
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31						
	自動車等 ※3	時間額(円)	758	763	770	781	795	810	826	847	868	870	896	923	963	1,008						
		引上額(円)	4	5	7	11	14	15	16	21	21	2	26	27	40	45						
		引上率(%)	0.53	0.66	0.92	1.43	1.79	1.89	1.98	2.54	2.48	0.23	2.99	3.01	4.33	4.67						
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31						
	電子部品等 ※4	時間額(円)	770	775	781	790	800	811	820	840	860	865	890	915	950	994						
		引上額(円)	4	5	6	9	10	11	9	20	20	5	25	25	35	44						
		引上率(%)	0.52	0.65	0.77	1.15	1.27	1.38	1.11	2.44	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63						
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31						
	百貨店等 ※5	時間額(円)	770	775	781	790	800	811	820	840	860	865	890	915	950	994						
		引上額(円)	4	5	6	9	10	11	9	20	20	5	25	25	35	44						
		引上率(%)	0.52	0.65	0.77	1.15	1.27	1.38	1.11	2.44	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63						
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31						

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

※2 石川県金属素形材製品、ホルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

※3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

※4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

※5 石川県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金

**令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)**

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月31日(水)発効とするためには、10月30日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)

**令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)**

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月31日(水)発効とするためには、10月30日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月16日(日)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月24日(水)		1月23日(金)
11月26日(水)		12月11日(木)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月29日(木)		2月28日(土)